

一般財団法人 福岡県学校安全振興会
令和3年度 第3回理事会 議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 令和4年度事業計画(案)の件

第2号議案 令和4年度予算(案)の件

第3号議案 共済規程 事業方法書改正(案)の件

第4号議案 臨時評議員会の招集の件

2 理事会の決議があったとみなされた事項を提案した理事 今富 英樹

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和4年2月8日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事

代表理事 今富 英樹

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条(第197条において準用する第96条)及び定款第36条の規定により、理事会の決議があったものとみなされたので、理事全員の同意があったこと及び監事全員の意義がなかったことを証するため、本議事録を作成し、議事録作成者が記名、押印する。

令和4年2月8日

一般財団法人 福岡県学校安全振興会

代表理事 今富 英樹 ⑩

別 紙

令和4年2月8日 提案内容

第1号議案 令和4年度事業計画(案)の件

資料1のとおりとする。

第2号議案 令和4年度予算(案)の件

資料2のとおりとする。

第3号議案 共済規程 事業方法書改正(案)の件

〈改正後〉

第2条 共済契約者は、PTA等の長とする。

2 共済金受取人は、次に掲げる者とする。

- (1) 被共済者が生徒等である場合は、当該被共済者の保護者(PTA・青少年教育団体共済法(平成22年法律第42号)第2条及び「PTA・青少年教育団体共済法施行規則」(平成22年文部科学省令第24号)第1条に規定する保護者をいう。以下同じ。)ただし、被共済者が18歳以上である場合は、被共済者又は当該被共済者の保護者であった者

第4号議案 臨時評議員会招集の件

(1) 臨時評議員会を開催する場合

日 時 令和4年2月22日(火)15:00～

場 所 本会 会館2F会議室

目 的 ①令和4年度事業計画(案)

②令和4年度予算(案)

③共済規程 事業方法書の改正(案)

(2) 書面による決議の省略を行う場合

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、臨時評議員会を開催せずに、書面決議(決議省略)とする。なお、臨時評議員会及び文書決議日を令和4年2月17日(木)とする。